

【書韻会 ハラスメント防止方針】

1. 書韻会は、すべての人々の人格・人権を尊重し、ハラスメントなど、個人の名誉や尊厳を損なう行為を許しません。また、それらを見過ごすことも許しません。
2. 書韻会の指導者は、ハラスメントなど、個人の名誉や尊厳を損なう行為を行ってはなりません。
3. 書韻会の会員が、教室等においてハラスメント被害を受けた場合には、本部が相談窓口となり、事実関係を調査した上で、迅速で的確な解決を図ることに努めます。相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いを行いません。また、相談者等のプライバシーを守ります。
4. ハラスメント被害を受けた会員については、会員の希望に従い、教室の変更等を含めた適切な対応を検討いたします。また、ハラスメントを行った指導者に対し、適切な指導を行うと共に、必要な再発防止策を講じることといたします。
5. 書韻会は、教室全体の人権意識を高める研鑽活動を行い、ハラスメントのない教室環境を維持することを実現いたします。

令和5年7月15日 書韻会 会長 上杉 華澄